

東京都脳卒中医療連携協議会の運営に係る細目

平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号

改正 平成 24 年 2 月 9 日付 23 福保医政第 1591 号

第 1 目 的

この細目は、東京都脳卒中医療連携推進事業実施要綱（平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号）（以下「要綱」という）に基づき設置する東京都脳卒中医療連携協議会（以下「協議会」という）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会 長

協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が要綱第 3 の (3) に掲げる者のうちから指名する者が代理する。

第 4 部 会

(1) 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

(2) 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員又は会長が指名する者のうちから福祉保健局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。

(3) 前項の部会のみ属する委員の任期は、第 2（委員の任期）に準ずるものとする。

第 5 部会長

(1) 部会には部会長を置く。

(2) 部会長は、会長の指名により選任する。

(3) 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

(1) 協議会及び部会は会長が招集する。

(2) 会長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第7 会議の公開等

- (1) 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- (2) 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決した場合に限り、必要な条件を付すことができる。

## 第8 庶務

協議会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

## 第9 委員への謝礼の支払

協議会及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の協議会及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した委員会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

## 附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。